

お知らせ

＜令和 5 年度の見直し等の概要について＞

1. ICT活用工事実施要領の改訂について <R5.4.15 以降の発注工事から適用>

(1) 要領名の変更

○「ICT活用工事試行要領」⇒「ICT活用工事実施要領」へ変更

- ・ICT活用工事の実施件数が増えており、試行から本格運用へ
- ・実施要領とすることで、災害復旧事業においてもICT活用工事の適用が可能

(2) 発注者指定工事の発注要件の見直し

○ICT土工の発注者指定型は、原則、合計が 5,000m³ 以上の工事

○5,000m³ 未満であっても、3次元設計データの保有状況や現地条件等により発注者が指定

- ・従来から、土工 5,000m³ 以上を発注者指定型としていたが、要領において明確化
- ・5,000m³ 未満の土工であっても、現地状況等に応じて発注者が指定できるよう位置づけ

(3) 発注者指定工事で全ての段階で活用出来ない場合の取扱いを明記

○全ての段階で活用することができない場合は、受発注者間の協議により活用段階を決定

- ・一部の段階でICTの活用ができない場合でも、現場の効率化の視点からICT活用を推進

2. 鉄筋構造物におけるスランプ値の見直しについて <R5.4.15 以降の発注工事から適用>

○一般的な鉄筋コンクリート構造物では、スランプ 12cm を標準として発注

- ・R4.10 土木委員会からの要望事項
- ・国交省では原則化しており、品質に問題はなく、現場の生産性向上への効果が期待できる

3. 統一現場閉所の取組みについて

○九州・沖縄ブロックの統一現場閉所への取組み（4/22, 8/12, 11/11, 1/13）

- ・R4 の年 2 回から、R5 は年 4 回の取組みへ拡大
- ・R6.4 からの時間外労働時間の上限規制への対応に向けて、週休 2 日の取組を促進